



観光地域づくり 実践プラン

国土交通省 総合政策局



● 問い合わせ先 ●

国土交通省 総合政策局 事業総括調整官室
観光地域振興課

TEL : 03-5253-8111 / FAX : 03-5253-1551
ホームページ <http://www.mlit.go.jp>



本実践プランに関しては <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/index2.htm>
にアクセスしていただくか、地方支分部局担当窓口までお問い合わせください。



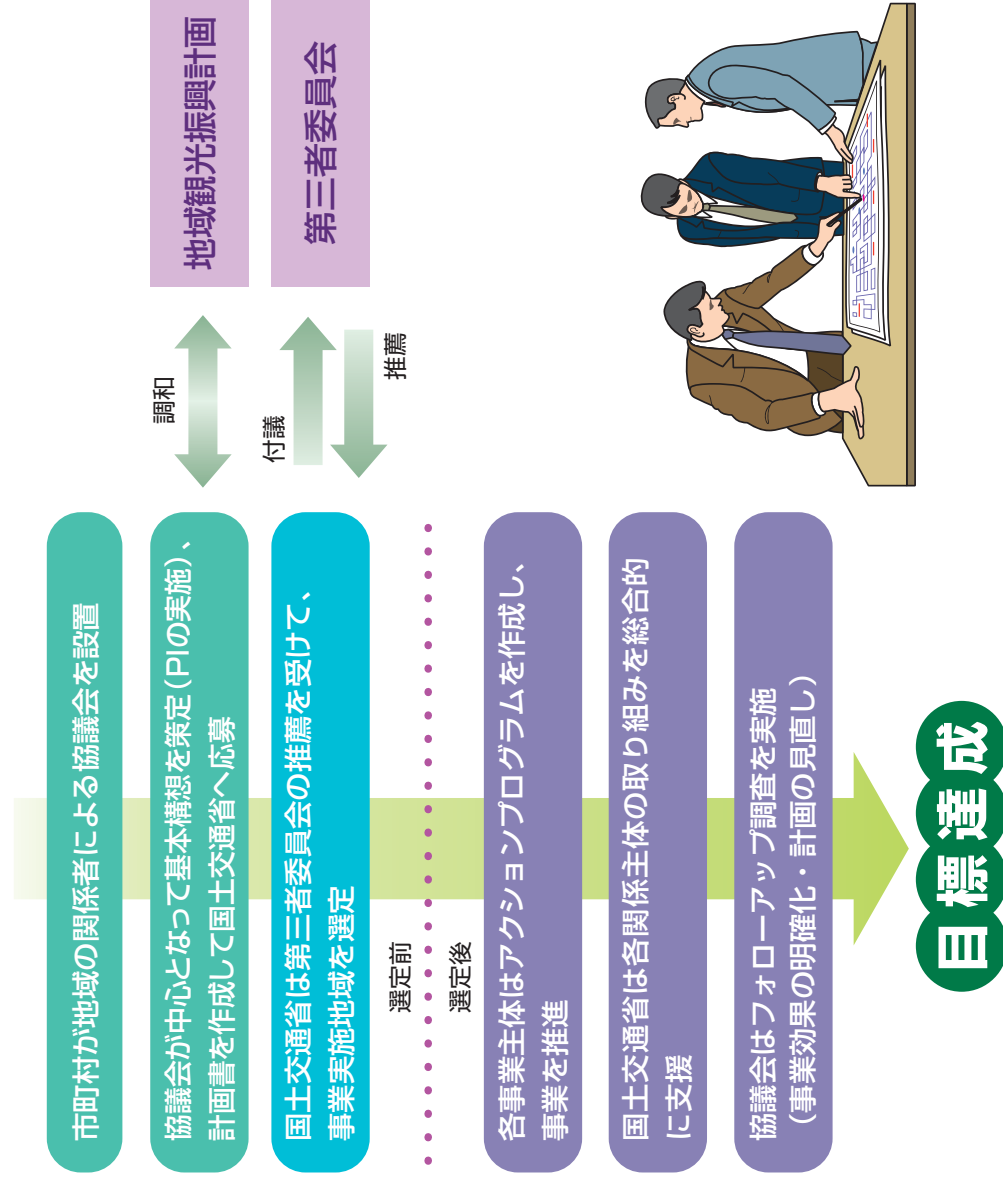
観光地域づくり実践プランとは

外国人観光客の増加、地域の経済活性化等を目的として、多様な地域資源を最大限に活用しながら、地域の幅広い関係者が一体となって、観光を軸とした地域づくり（観光地域づくり）を推進する取り組みです。

- 幅広い関係者一体の取り組み
- 多様な地域資源の活用
- 連携による戦略的な観光交流
- 外国人観光客の増加

観光地域
づくりの
推進

観光地域づくり実践プランの進め方



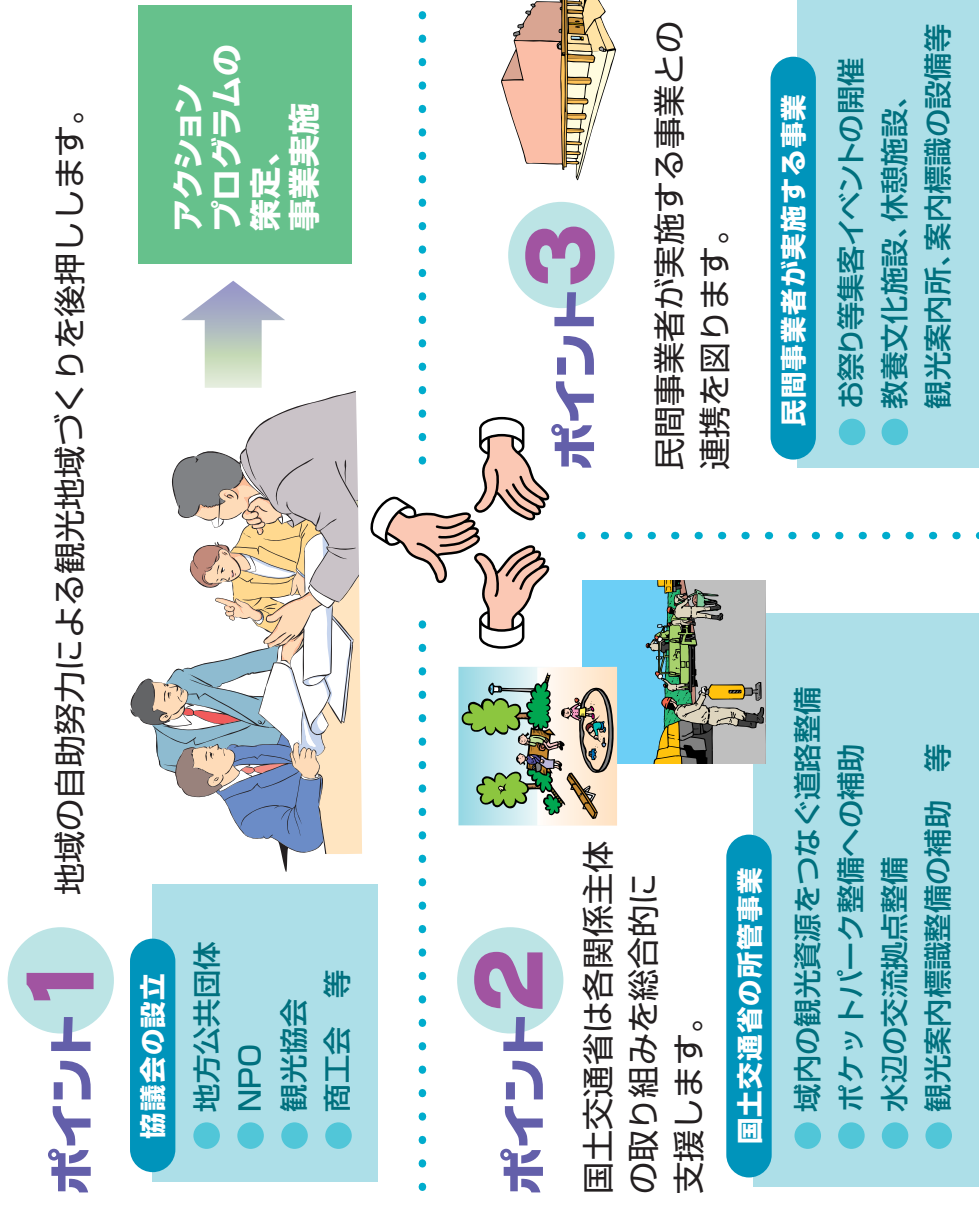
■地域観光振興計画について:

「外国人観光客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（外客誘致法）」に基づき市町村が策定するものです。

■PI（パブリック・インボルブメント）の実施について:

構想の策定に際しては、必要に応じて、観光戦略および事業プランの計画案を公表し、地域住民等の意見を収集し、観光戦略等に反映させて下さい。

観光地域づくり実践プランのしくみ



「実施要項」で定めている選定基準

- 地域の観光戦略にオリジナリティ、創意・工夫、地域の自助努力があること。
- 地域の観光魅力、国内外の観光客を迎え入れる体制の観点から、観光地としての発展性があること
- 事業プランに地域の観光振興を進める社団法人または財団法人、NPO、その他外客誘致法第6条第1項に基づく国土交通省令で定める者が行うソフト事業又はハード事業のいずれかが位置づけられていること
- ソフト事業とハード事業の連携とその事業が効果的であること
- NPO・地域住民との連携など、官民一体となった推進体制があること